

安全における標準化

* 報告件数推移

今期 7月1日～12月31日(半年間)の事例報告件数は 540 件、前期 446 件でしたので 94 件の増加が見られます。要因として、レベル 3a までのインシデント報告が、前期 89.7% であったのが、今期は 97.4% になっていることが考えられます。(一時保存は除く)

* 今月の報告件数

2017 年 1/1～1/31 は 75 件、一時保存は 8 件、所属長未承認は 37 件でした。(下記参照)今月は Lv3b 以上のアクシデントに分類される報告が 1 件ありました。今後ともよろしくお願いたします。ご協力ありがとうございました。

	Lv0	Lv1	Lv2	Lv3a	Lv3b	合計
ハイケアユニット	1	1	1	0	0	3
4階東病棟	0	2	0	0	0	2
5階東病棟	1	2	0	1	0	4
5階西病棟	0	2	4	0	0	6
6階東病棟	0	1	1	0	0	2
6階西病棟	0	6	3	0	0	9
7階東病棟	0	2	5	0	0	7
7階西病棟	0	0	3	0	0	3
手術室(OP)	3	2	0	0	1	6
中央外来	0	1	0	0	0	1
透析室	0	1	1	0	0	2
4階東西病棟	2	6	2	1	0	11
理学療法科	0	0	0	1	0	1
作業療法科	0	1	0	2	0	3
栄養科	0	4	0	0	0	4
放射線科	1	1	0	0	0	2
薬剤科	1	0	0	0	0	1
合計	9	32	20	5	1	67
対象期間20170101～20170131						

一時保存は除く

2017/2/8

医真会八尾総合病院 医療安全管理室

● 標準化

1. Aさんの手順は 1 → 2 → 3 なのに Bさんは 2 → 1 → 3 と行っている作業があるとします。順番に意味の無い作業であったとすれば、どちらでも結果は 3 なので、手順に問題ない！と考えてしまいそうです。本当に問題ないといえますか？
2. 結果が全く同じであれば順番は関係なく、手順としてわざわざ明記する必要はなくなります。細かい手順は無くす方が良いですね？でも、本当に無くして大丈夫ですか？
3. 標準化には“みんなが同じ手順で”という大前提があります。結果は同じでも 1 人だけ違う手順で作業をしていたら、どこかで混乱する可能性がある場合、やはり一定の手順は必要になります。交通ルール（例えば左側通行）のように“みんなが守るから安全が成立する”というルールもあります。
4. 結果が同じでもコストや時間が掛かってしまう場合も手順は必要です。Aさんと Bさんを比較すると、同じ結果でも 2 倍の時間や、2 倍のコストが掛かってしまうとすれば当然手順が必要となります。我々の周りにある 1 → 2 → 3 という手順がルールならば、意味があってその順番になっていることがほとんどなのです。

● 標準化の定義 日本工業標準調査会 HP 抜粋

1. 標準化することを難しく考える必要はありません。定義として【①実在または潜在の問題に関し、与えられた状況の下で最大限の秩序を実現するため、共通かつ繰り返し使用するための取り決めを確立する活動。(ISO/IEC ガイド) ②自由に放置すれば多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化する行動。③具体的には、様々な「もの」や「事柄」について、「品質・性能の確保」「安全性の確保」などを目的に、一定の基準を定める。】となります。

● 標準化に必要な項目

1. マニュアルと標準化は同じ事柄のように捉えられていますが、安全管理という視点では異なる点があります。製造業や建設業など業種分野によって用法もいろいろありますが、安全における標準化として捉えていきます。
2. マニュアルとは作業を可視化し、ミス起きないように、効率よく手順を示したもの、といえますが、標準化にはもう一つ必要な項目として「改善すること」があげられます。
3. マニュアルは作成したがどこにあるかわからない、何年もそのまま改訂していない、読んだことはあるが今ひとつ内容は覚えていない、など心当たりはありませんか？
4. 「改善すること」がなければ、わかりにくくて、実行するには無理がある、なので守られていないなど、結果、現状においてまともな意味のあるマニュアルにはなりません。
5. そもそもマニュアルとは最高手順のスタッフのコンピテンシー（行動規範）を真似て、暗黙の了解を無くし、業務のコツや手順など文書化したものが始まりともいわれています。それを改善し続けていくのが安全における標準化です。

● 医療事故防止マニュアル 2016 年 7 月改訂

1. 標準化されたマニュアルが全部署に配布されています。院内ラウンドなど抜き打ちで尋ねても、ほとんどのスタッフはどこにあるかご存じでした。しかし、内容は？となると？
2. 項目は 1～19 までありますが、例えば 13 番目には「暴力、暴言、迷惑行為等の対応について」というマニュアルもあります。ご存じでしたか？是非、今一度ご確認いただき、改善点などご意見いただければありがたいです。よろしくお願いたします。